

回頻出史料チェック回

- A ①一、当家壘館の外、必ず国中に城郭を構させらる間敷候。捻て大身の輩をば悉く一乗の谷へ引越しめて、其郷其村には、只代官下司のみ居置かるべき事。
- ②一、私領の名田の外、恩地領は、左右無く沽却せしむる事、停止せしめ訖んぬ。此の如く制すと雖も、拋ろ無き者は、子細を言上し、年期を定めて売買せしむべきの事。
- 一、親類・被官の私に誓約せしむるの条、逆心同前なり。…
- 一、(ア)の事、是非に及ばず成敗を加ふべし。……
- ③一、駿遠両国の輩、或はわたくしとして他国よりよめを取、或はむこに取、むすめをつかはす事、自今以後之を停止し畢。

- (1) 空欄(ア)に適する語は何か。
- (2) 史料②・③の出典を答えよ。

- (1) 喧嘩
- (2) ②朝倉孝景条々
③今川仮名目録

- B 定 (ア) 山下町中
- 一、当所中、(イ)として仰せ付けらるるの上は、諸座・諸役・諸公事等、悉く免許の事。
- 一、往還の商人、上海道はこれを相留め、上下とも当町に至り寄宿すべし。……
- (中略)
- 一、分国中(エ)、之を行ふと雖も、当所中免除の事。

- (1) 空欄(ア)・(イ)・(エ)に適する語を記入せよ。
- (2) 下線(ウ)について、これは江戸時代には五街道の一つとなるが、そのうちのどれを指すか。
- (3) この法令を発したのは誰か。

- (1) (ア)安土 (イ)樂市
(エ)徳政
- (2) 中山道
- (3) 織田信長